

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課(室)名
・道路の区域変更(3件)	道路維持課
◎ 公 告	
・大規模小売店舗の変更事項届出(2件)	経営支援課
・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧	漁業振興課
・土地改良区の解散に伴う清算人の退任	農村整備課
・特定開発行為に関する工事完了	砂防課
◎ 労働委員会告示	
・あっせん員候補者の公示	労働委員会事務局
◎ 雑 報	
・一般競争入札の実施について(2件)	長崎県公立大学法人

告 示

長崎県告示第754号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年11月16日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道

路線名 444号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
大村市中岳町1161番8地先から 大村市中岳町1118番1地先まで	前	8.1~36.1	302.5	
	後	11.4~47.7	304.3	

長崎県告示第755号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年11月16日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道

路線名 444号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
大村市中岳町1381番1地先から 大村市中岳町1381番1地先まで	前	11.9~14.7	27.8	
	後	12.5~15.2	27.8	

長崎県告示第756号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年11月16日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道

路線名 444号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
大村市中岳町1387番1地先から 官公有無番地先（大村市中岳町1723番）まで	前	8.7~17.3	146.3	
	後	10.9~27.5	146.3	

公 告**大規模小売店舗の変更事項届出（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和3年11月16日

長崎県知事 中村 法道

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

佐世保藤原町複合商業施設

長崎県佐世保市藤原町352番6 外

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳

東京都千代田区麴町五丁目1番地1

株式会社金納ホールディングス 代表取締役 金納 慶太

長崎県佐世保市大岳台町20番10号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ゼビオ株式会社 代表取締役 加藤 智治
福島県郡山市朝日三丁目7番35号
外 4店

(変更後) ゼビオ株式会社 代表取締役 諸橋 友良
福島県郡山市朝日三丁目7番35号
外 4店

(4) 変更の年月日

令和3年6月1日

2 届出年月日

令和3年10月18日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和3年11月16日

長崎県知事 中村 法道

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドラッグコスモス鹿町店

長崎県佐世保市鹿町土肥ノ浦259番1 他

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社 コスモス薬品

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

(3) 変更しようとする事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前)

午前10時

(変更後)

午前9時

②来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

午前9時45分から午後10時00分

(変更後)

午前8時45分から午後10時00分

(4) 変更の年月日

令和3年11月1日

2 届出年月日

令和3年10月21日

3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課
- 4 その他
法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和3年11月16日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
長崎県長崎市網場町53番地2
松竹 秀明
長崎県長崎市界2丁目3番8号
田中 廣之
- (2) 加入区
長崎市網場加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
長崎市たちばな漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から15日間
- (2) 縦覧場所
長崎県長崎市戸石町1519番地34
長崎市たちばな漁業協同組合

土地改良区の解散に伴う清算人の退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項の規定において準用する同法第18条第17項の規定により、清算法人牧の地土地改良区から清算人の退任の届出があった。

令和3年11月16日

長崎県知事 中村 法道

退任清算人	
氏 名	住 所
辻山 弘昇	佐世保市牧の地町879番地2
辻 俊昭	佐世保市牧の地町100番地1
近藤 勝衛	佐世保市牧の地町1016番地
山口 厚美	佐世保市牧の地町1489番地
辻 正博	佐世保市牧の地町138番地

特定開発行為に関する工事完了（公告）

次の特定開発行為に関する工事は完了した。

令和3年11月16日

長崎県知事 中村 法道

許可日及び番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	特定開発行為の許可を受けた者の住所氏名
令和2年7月6日 2県北振建管第7220号	長崎県佐世保市天神2丁目19番1、20番1、21番1、22番1、87番1、89番6、89番22の一部、89番23、90番1、90番2の一部、91番3の一部、91番4	長崎県佐世保市白岳町107番11号 佐世保土地建物 株式会社 代表取締役 伊藤 守

労働委員会告示

長崎県労働委員会告示第2号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、あっせん員候補者を次のとおり公示する。

令和3年11月16日

長崎県労働委員会
会長 國弘 達夫

○長崎県労働委員会あっせん員候補者

氏名	委嘱年月日	現職	前職
國弘 達夫	H7.5.8	弁護士 長崎県労働委員会会長	
福澤 勝彦	H11.11.5	長崎大学経済学部教授 長崎県労働委員会会長代理	
堀江 憲二	H15.11.5	弁護士 長崎県労働委員会公益委員	
山下 肇	H23.11.7	弁護士 長崎県労働委員会公益委員	
矢野 生子	H27.11.5	長崎県立大学経営学部教授 長崎県労働委員会公益委員	
宮崎 辰弥	H29.11.6	日本労働組合総連合会長崎県連合会オルガナイザー 長崎県労働委員会労働者委員	
高藤 義弘	R1.11.5	日本労働組合総連合会長崎県連合会会長 長崎県労働委員会労働者委員	
松田 圭治	R1.11.5	全日本自治団体労働組合長崎県本部特別執行委員 長崎県労働委員会労働者委員	
本田 恵美子	R1.11.5	全日本自治団体労働組合長崎県本部特別執行委員 長崎県労働委員会労働者委員	

塩田 淑文	R3.11.5	三菱重工グループ労働組合連合会長崎地区本部執行委員長 長崎県労働委員会労働者委員	
船橋 佐知子	H21.11.5	九州教具(株)代表取締役副社長 長崎県労働委員会使用者委員	
川口 勇一郎	H23.11.7	キングタクシー(株)代表取締役社長 長崎県労働委員会使用者委員	
永江 圭爾	H25.11.5	(株)昭和堂常務取締役 長崎県労働委員会使用者委員	
岩根 信弘	H27.11.5	長崎県経営者協会専務理事 長崎県労働委員会使用者委員	
小野 裕子	R3.11.5	(株)日本冷熱監査役 長崎県労働委員会使用者委員	
大崎 義郎	H31.4.5	長崎県労働委員会事務局長	
山田 譲二	R3.4.5	長崎県労働委員会事務局調整審査課長	

雑 報

一般競争入札の実施について(公告)

長崎県立大学佐世保校モノクロプリンタの賃貸借及び保守一式について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和3年11月16日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

1 競争入札に付する事項

(1) 調達件名及び数量

長崎県立大学佐世保校モノクロプリンタの賃貸借及び保守一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 委託対象期間

令和4年10月1日から令和9年9月30日

(4) 委託作業場所

長崎県佐世保市川下町123番地1 長崎県立大学佐世保校

(5) 入札の方法

(1)の業務を一括して入札に付す。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札の参加資格

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第3条の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐

人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。

(2) アまたはイの資格を得ている者であること。

ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格。

イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格。

(3) 競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から入札書受理期限までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

(4) この公告の日から8の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望するものは、本法人所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、令和3年12月8日17時00分までに次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

(住所) 〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123番地1

(名称) 長崎県公立大学法人 総務課財務グループ

(電話) 0956-47-2191

4 入札参加条件

この入札に参加する者は、入札説明書に掲げる納入しようとする物品の機能等証明書を、令和3年12月8日17時00分までに、5の部局等に提出すること。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じること。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

(住所) 〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123番地1

(名称) 長崎県公立大学法人 企画広報課

(電話) 0956-47-2191 (FAX) 0956-47-8047

6 入札説明書の交付

(期間) この公告の日から令和3年11月30日まで（大学の休日を除く。）の9時00分から17時00分の間。

(場所) 5の部局とする。

(受領) 入札参加希望者は、5の部局で必ず入札説明書を受領すること。

7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札の日時及び場所

(日時) 令和3年12月16日 11時30分

(場所) 長崎県立大学佐世保校 大学院棟2階616教室

開札当日が悪天候（大雨、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

徴収しない

ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札額の100分の5の金額を徴する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 法人を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

10 入札が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。なお、適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

11 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、次の(1)から(7)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。
- (7) 実作業者の情報技術が、業務に必要な要件を満たすものと認められなかったとき。
- (8) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (9) 入札書に記名押印がないとき（署名のみ、また、入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）その他必要な記載事項を確認できないとき。
- (10) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (11) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (12) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

12 落札者の決定方法

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととする。

13 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) その他、詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

長崎県立大学無線アクセスポイント増設について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和3年11月16日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名及び数量
長崎県立大学無線アクセスポイント増設
- (2) 調達件名の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和4年3月30日
- (4) 委託作業場所
長崎県佐世保市川下町123番地1 長崎県立大学 佐世保校
長崎県西彼杵郡長与町まなび野1-1-1 長崎県立大学 シーボルト校
- (5) 入札の方法
(1)の業務を一括して入札に付す。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものと

する。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札の参加資格

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第3条の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。

(2) アまたはイの資格を得ている者であること。

ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成17年長崎県告示第474号)に定める資格。

イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格。

(3) 競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から入札書受理期限までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

(4) この公告の日から8の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望するものは、本法人所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、令和3年12月8日17時00分までに次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

(住所) 〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123番地1

(名称) 長崎県公立大学法人 総務課財務グループ

(電話) 0956-47-2191

4 入札参加条件

この入札に参加する者は、入札説明書に掲げる納入しようとする物品の機能等証明書を、令和3年12月8日17時00分までに、5の部局等に提出すること。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じること。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

(住所) 〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123番地1

(名称) 長崎県公立大学法人 企画広報課

(電話) 0956-47-2191 (FAX) 0956-47-8047

6 入札説明書の交付

(期間) この公告の日から令和3年11月30日まで(大学の休日を除く。)の9時00分から17時00分の間。

(場所) 5の部局とする。

(受領) 入札参加希望者は、5の部局で必ず入札説明書を受領すること。

7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札の日時及び場所

(日時) 令和3年12月16日 10時30分

(場所) 長崎県立大学佐世保校 大学院棟2階616教室

開札当日が悪天候(大雨、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

徴収しない

ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札額の100分の5の金額を徴する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 法人を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

10 入札が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。なお、適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

11 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、次の(1)から(7)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。
- (7) 実作業者の情報技術が、業務に必要な要件を満たすものと認められなかったとき。
- (8) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (9) 入札書に記名押印がないとき（署名のみ、また、入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）その他必要な記載事項を確認できないとき。
- (10) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (11) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (12) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

12 落札者の決定方法

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととする。

13 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) その他、詳細は入札説明書による。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
(八九五)
二二
一一
四一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田
クイック
プリン
ト